

和光市の人事行政の運営等の状況について

「和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成30年度における職員の給与や勤務時間その他の勤務条件の状況などについてお知らせします。

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移	1
(2) 職員採用試験実施に伴う新規採用の状況	1
(3) 再任用の状況	1
(4) 職位別任用状況	2
(5) 職員の退職の状況	2
(6) 部門別職員数の状況	2
(7) 一般行政職の級別職員数の状況	3
(8) 等級及び職制上の段階ごとの職員数	3

2 職員の人事評価の状況

(1) 職位別平均点（ウェイト配分後による評価点）	4
(2) 成績区分による状況	5
(3) 人事評価の活用方法の概要	5

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況	5
(2) 職員給与費の状況	6
(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	6
(4) 職員の初任給の状況	6
(5) 一般行政職の経験年数別平均給料の状況	6
(6) 職員手当の状況	7
(7) 特別職の報酬等の状況	9

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要	9
(2) 休暇等の概要	9
(3) 年次有給休暇の取得状況	11
(4) 介護休暇の取得状況	12
(5) 時間外勤務の状況	12

5 職員の休業等に関する状況	
(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況	1 2
(2) 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況	1 3
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	1 3
(2) 懲戒処分の状況	1 3
7 職員のサービスの状況	
(1) 職員の守るべき義務の概要	1 4
(2) 職務専念義務免除の状況	1 4
(3) 営利企業等従事の許可状況	1 5
8 職員の退職管理の状況	
(1) 退職管理の概要	1 5
(2) 承認申請書及び再就職者による依頼等の届出件数	1 5
9 職員の研修の状況	
(1) 研修の概要	1 6
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 福利厚生制度の概要	1 6
(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況	1 6
(3) 職員互助会の状況	1 7
(4) 公務災害の発生状況	1 7
11 勤務条件に関する措置の要求の状況	
(1) 制度の概要	1 8
(2) 件数及び処理状況	1 8
12 不利益処分に関する審査請求の状況	
(1) 制度の概要	1 8
(2) 件数及び処理状況	1 8
13 公益通報の状況	
(1) 制度の概要	1 8
(2) 通報件数	1 8

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
男	230人(8人)	231人(8人)	233人(7人)	234人(11人)	239人(12人)
女	173人(5人)	179人(2人)	183人(0人)	185人(1人)	186人(1人)
計	403人(13人)	410人(10人)	416人(7人)	419人(12人)	425人(13人)

※職員数は、定員管理調査に基づく人数から教育長を除いています。

※()内は、再任用短時間勤務職員を外書きしています。

(2) 職員採用試験実施に伴う新規採用の状況

平成30年度

	一般事務	保健師	土木・建築	保育士	管理栄養士	計
男	10人	0人	2人	0人	0人	12人
女	4人	1人	0人	3人	1人	9人
計	14人	1人	2人	3人	1人	21人

平成29年度

	一般事務	保健師	土木・建築	計
男	9人	0人	2人	11人
女	5人	2人	1人	8人
計	14人	2人	3人	19人

(3) 再任用の状況(平成30年度)

常時勤務職員	短時間勤務職員
4人(4人)	12人(11人)

※再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。

※()内は、再任用職員の任期の更新をされた者を内書きしたものです。

(4) 職位別任用状況

① 課長補佐相当職以上の任用状況 (H31. 3. 31 現在)

部長相当	次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
13人(2人)	13人(0人)	32人(7人)	49人(14人)	107人(23人)

※ () 内は、女性数を内書きしたものです。

② 課長補佐相当職以上の昇任者数

部長相当	次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
0人(0人)	0人(0人)	3人(1人)	5人(1人)	8人(2人)

※平成30年度中の昇任者数です。

※ () 内は、女性数を内書きしたものです。

(5) 職員の退職の状況 (平成30年度)

	計
定年退職	7人
勸奨退職	1人
普通退職	8人
任期满了	2人
計	18人

※再任用職員は除く

(6) 部門別職員数の状況

部門	職員数		対前年 増減	部門	職員数		対前年 増減
	H29	H30			H29	H30	
議会	8	8	0	教育	52	52	0
総務	115	116	1	消防	—	—	—
税務	31	31	0	特別行政部門 ^㊸	52	52	0
民生	98	99	1	普通会計部門 ^㊹ (^㊸ + ^㊹)	374	377	3
衛生	17	16	▲1				
労働	0	0	0	水道	12	12	0
農水	4	3	▲1	下水	9	9	0
商工	3	4	1	その他	21	21	0

土木	46	48	2	公営企業等部門⑩	42	42	0
一般行政部門④	322	325	3	合計 ④+⑩	416	419	3

※職員数は、各年4月1日現在の定員管理調査に基づく人数です。

※職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
		主事補	主事	主任	統括主査	課長補佐	課長	次長	部長	
H31	職員数	11人	54人	60人	99人	27人	29人	12人	14人	306人
	構成比	3.6%	17.6%	19.6%	32.4%	8.8%	9.5%	3.9%	4.6%	100.0%
H30	職員数	16人	44人	71人	86人	32人	28人	11人	12人	300人
	構成比	5.3%	14.7%	23.7%	28.7%	10.7%	9.3%	3.7%	4.0%	100.0%

※各年4月1日現在の定員管理調査に基づく人数です。

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職等の職員に該当しない職員です。

(8) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (H31.4.1現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上 の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事補又は技師補の職務	17	4	主事補	11	係員級
				技師補	2	
				保健師	1	
				保育士	2	
				管理栄養士	1	
				計	17	
2級	主事又は技師の職務	67	16	主事	58	
				技師	3	
				保健師	4	
				保育士	2	
				計	67	
3級	主任の職務	94	22	主任	80	
				保育主任	14	
				計	94	

4 級	統括主査又は主査の職務	140	33	統括主査	42	係長級
				主査	85	
保育主査	13					
計	140					
5 級	課長補佐、室長補佐又は所長補佐の職務	46	11	課長補佐	28	課長補佐級
				室長補佐	1	
				所長	2	
				館長	4	
				園長	2	
				副主幹	7	
				副園長	2	
計	46					
6 級	課長、室長又は所長の職務	32	8	課長	21	課長級
				主幹	9	
				主席検査員	1	
				技術調整幹	1	
				計	32	
7 級	次長、会計管理者又は副危機管理監の職務	14	3	次長	12	部次長級
				会計管理者	1	
				副危機管理監	1	
				計	14	
8 級	部長、危機管理監、局長又は教育部長の職務	15	4	部長	7	部長級
				局長	2	
				危機管理監	1	
				教育部長	1	
				審議監	4	
				計	15	

2 職員の人事評価の状況

(1) 職位別平均点（ウエイト配分後による評価点）

	能力・意欲評価 (上司)	成果評価 (課題)	成果評価 (人材育成)	能力・意欲評価 (部下)	総合評価点
部長職	40.1	133.5	42.6	—	216.2
次長職(部下評価あり)	50.2	88.1	52.3	21.5	212.1
副審議監 等	64.1	79.2	52.5	—	195.8
課長職	50.4	90.4	52.9	21.0	214.7
主幹職	67.7	88.2	52.6	—	208.5

課長補佐職		88.2	76.0	41.3	—	205.5
一般職	統括主査 等	118.9	90.3	—	—	209.2
	主任 等	120.6	90.2	—	—	210.8
	主事・主事補 等	120.5	90.9	—	—	211.4

(2) 成績区分による状況

	特に優秀	優秀	良好未満1	良好未満2	良好
部長職	—	—	—	—	左記以外 の者
次長職(部下評価あり)	—	—	—	—	
副審議監 等	—	—	—	—	
課長職	—	1名	—	—	
主幹職	—	1名	—	—	
課長補佐職	—	—	—	—	
一般職	—	—	—	—	

(3) 人事評価の活用方法の概要

全職員を対象に、「能力・意欲」及び「成果」に基づく評価を実施し、評価結果で「特に優秀」「優秀」の場合、次年度の昇給及び次年度の6月に支給する勤勉手当に反映させています。

「特に優秀」・・・昇給区分 A 8号級 勤勉手当 +0.10月

「優秀」・・・・・・昇給区分 B 6号級 勤勉手当 +0.05月

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H31.1.1)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 の人件費率
82,785人	26,496,174千円	3,751,270千円	14.2%	14.5%

※「人件費」には、特別職に支給される給与、報酬などが含まれます。

(2) 職員給与費の状況（平成 31 年度一般会計当初予算）

職員数 (A)	給与費			一人当たりの給与費 (B/A)	(参考) 前年度の 一人当たりの給与費
	給料	職員手当	計 (B)		
402 人	1,480,393 千円	1,152,003 千円	2,632,396 千円	6,549 千円	6,431 千円
(13 人)	(28,175 千円)	(11,211 千円)	(39,386 千円)	(3,030 千円)	(3,216 千円)

※「職員手当」には、期末勤勉手当を含み、退職手当は含みません。

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

一般行政職

	和光市		埼玉県		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
H31	311,250 円	40.6 歳	—	—	—	—
H30	310,630 円	40.4 歳	323,700 円	42.7 歳	329,845 円	43.5 歳

※各年 4 月 1 日現在の給与実態調査に基づく人数です。

※労務職員は平成 24 年度から該当者なし

(4) 職員の初任給の状況

	H30.4.1 現在		H31.4.1 現在	
	和光市	国	和光市	国
大学卒	185,800 円	179,200 円	187,200 円	180,700 円
高校卒	151,500 円	147,100 円	153,000 円	148,600 円

(5) 一般行政職の経験年数別平均給料の状況

経験年数	H30.4.1 現在				H31.4.1 現在			
	10 年	15 年	20 年	25 年	10 年	15 年	20 年	25 年
大学卒	263,461 円	310,033 円	327,200 円	374,138 円	258,393 円	308,356 円	361,400 円	362,967 円
高校卒	—	—	—	—	—	—	—	—

(6) 職員手当の状況

① 期末勤勉手当

平成 30 年度支給割合				平成 31 年度支給割合			
区分	期末手当	勤勉手当	国の制度との比較	区分	期末手当	勤勉手当	国の制度との比較
6 月期	1.225 月	0.90 月	同	6 月期	1.300 月	0.925 月	同
12 月期	1.375 月	0.95 月	同	12 月期	1.300 月	0.925 月	同
計	2.60 月	1.85 月	同	計	2.60 月	1.85 月	同
職務上の段階、職務の級等による加算措置あり			同	職務上の段階、職務の級等による加算措置あり			同

② 退職手当

H30.4.1 現在				H31.4.1 現在			
区分	自己都合	勸奨・定年	国の制度との比較	区分	自己都合	勸奨・定年	国の制度との比較
勤続 20 年	20.445 月	25.55625 月	同	勤続 20 年	19.6695 月	24.586875 月	同
勤続 25 年	29.145 月	34.58250 月	同	勤続 25 年	28.0395 月	33.270750 月	同
勤続 35 年	41.325 月	49.59000 月	同	勤続 35 年	39.7575 月	47.709000 月	同
最高限度	49.590 月	49.59000 月	同	最高限度	47.7090 月	47.709000 月	同
その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			同	その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			同
退職時特別昇給：なし 勸奨退職：対象者 50 歳以上、特別昇給なし				退職時特別昇給：なし 勸奨退職：対象者 50 歳以上、特別昇給なし			

※埼玉県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の事務は組合で行っています。

③ 地域手当

支給総額（平成 30 年度）	243,837,553 円
職員 1 人当たりの平均支給年額（平成 30 年度）	564,439 円
支給率（平成 30 年度）	15.0%
国の指定基準に基づく支給率	16.0%

【支給率について】

国の指定基準に基づく和光市の支給率は、人事院規則 9-49（地域手当）で 16.0% と指定されています。しかし、厳しい財政状況及び近隣市との均衡を考慮し、支給率 15.0% として支給しています。

④ 超過勤務手当

支給総額（平成 30 年度）	45,616,703 円
職員 1 人当たりの平均支給年額（平成 30 年度）	140,359 円

⑤ 特殊勤務手当

支給職員の割合（平成 30 年度）	15.2%
支給総額（平成 30 年度）	1,832,852 円
支給職員 1 人当たりの平均支給年額（平成 30 年度）	28,638 円
手当の種類（手当数）	12
主な手当の名称	差押執行手当、福祉業務手当、保健業務手当

⑥ その他の手当

名称	H30.4.1 現在		H31.4.1 現在	
	内容	国の制度との比較	内容	国の制度との比較
扶養手当	配偶者：6,500 円 子 1 人につき：10,000 円 父母等 1 人につき：6,500 円 16 歳～22 歳の子 1 人につき：5,000 円	同	配偶者：6,500 円 子 1 人につき：10,000 円 父母等 1 人につき：6,500 円 16 歳～22 歳の子 1 人につき：5,000 円	同
住居手当	持家：2,000 円 借家：最高 27,000 円	異	持家：2,000 円 借家：最高 27,000 円	異
通勤手当	交通機関利用者：実費支給 交通用具利用者：距離に応じて支給 ※徒歩及び 2 km 未満は支給しない	異	交通機関利用者：実費支給 交通用具利用者：距離に応じて支給 ※徒歩及び 2 km 未満は支給しない	異

(7) 特別職の報酬等の状況

区分		H30. 4. 1 現在				H31. 4. 1 現在			
		給料月額 等 (円)	期末手当			給料月額 等 (円)	期末手当		
			6 月期	12 月期	計		6 月期	12 月期	計
給 料	市長	847,000	2. 075 月	2. 225 月	4. 30 月	847,000	2. 075 月	2. 225 月	4. 30 月
	副市長	725,000				725,000			
	教育長	693,000				693,000			
報 酬	議長	427,000	1. 55 月	1. 75 月	3. 30 月	427,000	1. 55 月	1. 75 月	3. 30 月
	副議長	382,000				382,000			
	議員	357,000				357,000			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (H31. 4. 1 現在)

区分	内容
勤務時間	1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分 1 日の勤務時間 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分 (原則として、月曜日～金曜日)
休憩時間	午後零時 ~ 午後 1 時

※勤務時間及び休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要性により別に定めることができます。

※前年度においても変更ありません。

(2) 休暇等の概要

種類	H30. 4. 1 現在		H31. 4. 1 現在	
	概要	給与支給 の有無	概要	給与支給 の有無
年次有給 休暇	労働基準法第 3 9 条の規定により与えられる休暇。 付与日数は 1 年につき最高 2 0 日 (繰越分を含め 最高 4 0 日)	有給	労働基準法第 3 9 条の規定により与えられる休暇。 付与日数は 1 年につき最高 2 0 日 (繰越分を含め 最高 4 0 日)	有給

病気休暇	<p>病気休暇の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務上の負傷又は疾病の場合：その療養に必要な期間 ・上記以外の負傷又は疾病の場合：90日 	有給	<p>病気休暇の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務上の負傷又は疾病の場合：その療養に必要な期間 ・上記以外の負傷又は疾病の場合：90日 	有給
特別休暇	<p>(1)選挙等の公民権の行使のための休暇</p> <p>(2)裁判員、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇</p> <p>(3)職員の出産休暇（産前産後休暇）</p> <p>(4)妊娠中又は出産後1年以内の職員の保健指導又は健康診査のための休暇</p> <p>(5)交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のための休暇</p> <p>(6)生後1年に達しない子の養育のための休暇</p> <p>(7)女性の生理休暇</p> <p>(8)忌引休暇</p> <p>(9)配偶者及び父母の祭日のための休暇</p> <p>(10)感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は健康診断のための休暇</p> <p>(11)天災による住居の滅失又は破壊による休暇</p> <p>(12)職員の結婚休暇</p> <p>(13)職員の妻の出産休暇</p> <p>(14)男性の育児参加のための休暇</p> <p>(15)中学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇</p> <p>(16)家族等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための短期の休暇</p> <p>(17)心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るための休暇</p>	有給	<p>(1)選挙等の公民権の行使のための休暇</p> <p>(2)裁判員、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇</p> <p>(3)職員の出産休暇（産前産後休暇）</p> <p>(4)妊娠中又は出産後1年以内の職員の保健指導又は健康診査のための休暇</p> <p>(5)交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のための休暇</p> <p>(6)生後1年に達しない子の養育のための休暇</p> <p>(7)女性の生理休暇</p> <p>(8)忌引休暇</p> <p>(9)配偶者及び父母の祭日のための休暇</p> <p>(10)感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は健康診断のための休暇</p> <p>(11)天災による住居の滅失又は破壊による休暇</p> <p>(12)職員の結婚休暇</p> <p>(13)職員の妻の出産休暇</p> <p>(14)男性の育児参加のための休暇</p> <p>(15)中学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇</p> <p>(16)家族等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための短期の休暇</p> <p>(17)心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るための休暇</p>	有給

	(18)天災又は事故等により出勤が著しく困難な場合の休暇 (19)災害時における通勤途上の危険回避のための休暇 (20)骨髄移植のための骨髄液の提供・登録のための休暇 (21)ボランティア活動のための休暇		(18)天災又は事故等により出勤が著しく困難な場合の休暇 (19)災害時における退勤途上の危険回避のための休暇 (20)骨髄移植のための骨髄液の提供・登録のための休暇 (21)ボランティア活動のための休暇	
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合。	無給	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合。	無給
介護時間	家族等の介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、1日2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間。	無給	家族等の介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、1日2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間。	無給
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる場合。	無給	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる場合。	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況（市長部局）

	平均取得日数	前年対比
平成30年	13.4日	0.75%
平成29年	13.3日	±0%

※各年は、1月1日から12月31日までの期間です。

(4) 介護休暇の取得状況 (単位：人)

	取得者 (男性、女性)
平成 30 年度	1 (0, 1)
平成 29 年度	0 (0, 0)

(5) 時間外勤務の状況

	時間数	対前年度対比
平成 30 年度	18,927 時間	▲2.7%
平成 29 年度	19,448 時間	17.0%

5 職員の休業等に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況 (単位：人)

	育児休業		部分休業	育児短時間勤務制度
	取得者 (男性、女性)		新規取得者	新規取得者
		うち新規取得者	(男性、女性)	(男性、女性)
平成 30 年度	34 (2, 32)	22 (2, 20)	7 (0, 7)	0 (0, 0)
平成 29 年度	26 (2, 24)	14 (2, 12)	10 (0, 10)	1 (0, 1)

※育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないとする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

※部分休業とは、小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しないとする制度です。部分休業をしている時間については、給与は支給されません。

※育児短時間勤務制度とは、小学校就学前の子を養育するため、週の勤務日数を減じ又は1日の勤務時間を短時間として勤務する制度です。勤務をしている時間についてのみ給与が支給されます。

(2) 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況 (単位：人)

	自己啓発休業	修学部分休業
	取得者 (男性、女性)	取得者 (男性、女性)
平成 30 年度	0 (0、0)	0 (0、0)
平成 29 年度	0 (0、0)	0 (0、0)

※自己啓発休業とは、自発的な修学又は国際貢献活動を目的として、無給で、修学の場合は2年、国際貢献活動の場合は3年を休職とする制度です。

※修学部分休業とは、修学を目的として、1週間の勤務時間の1/2を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について部分的に休業を認める制度です。休業した時間については給与は減額されます。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成 30 年度)

処分内容	職員数	処分事由
免職	0人	—
降任	0人	—
降給	0人	—
休職	10人	心身の故障 (地方公務員法第28条第2項第1号)

※分限処分とは、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合等、法律又は条令に定める一定の事由により、公務能率の維持並びに適正な運営の確保を目的として行う処分です。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 30 年度)

処分内容	職員数	処分事由
免職	0人	—
停職	0人	—
減給	0人	—
戒告	0人	—

※法令に違反した等職員の非違行為があった場合に法律に定める一定の事由により、職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況（平成30年度）

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

また、和光市では職員の自己啓発意欲に基づく資質の向上及び市行政への参画意識の醸成を促すことを目的とし、自らが研修・事業等に参加し担当業務や行政課題に対し報告・提言を行う場合1年の定めた期間中において2日間の職務専念義務を業務の支障を及ぼさない範囲の中で免除しています。

① 職務専念義務免除の承認件数

承認件数	主な免除理由
14件	・厚生に関する計画の実施に参加する場合（健康診断） ・その他市長が定める場合（昇任選考試験、親の職場見学等）

活動状況	自己研修活動
15.24%	地方公共団体の行財政環境の変化、住民ニーズの多様化・複雑化など様々な行政課題に対応するために自己研修活動を実施する場合、期間内で2日間まで職務専念義務を免除する。

(3) 営利企業等従事の許可状況（平成 30 年度）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第 38 条）。

また、任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

区分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる場合	2 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計業務における調査員・指導員等）	16 件

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第 38 条の 2 により職員を離職後、営利企業等の地位にいる元職員が離職 5 年前の在職していた地方公共団体の執行機関等の組織に対し営利企業若しくはその子法人等との間で締結される売買や貸借・請負等の契約で離職前 5 年間の職務に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするようまたはしないよう要求・依頼してはならない、とされています。また、職員は、再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

ただし、第 38 条の 2 第 6 項の規定に該当する場合、上記内容を適用しないとあり、その第 6 号については、「和光市職員の退職管理に関する規定」に基づき、再就職者は依頼する場合、任命権者に承認申請書を届け出る必要があります。

(2) 承認申請書及び再就職者による依頼等の届出件数

1 地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定による承認申請書の届出件数

該当なし

2 地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定による再就職者による依頼等の届出件数

該当なし

9 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

職員の公務能率向上と人材育成を目的に職員研修を実施しています。

平成30年度実施状況

内 容		コース数 (コース)	受講者数 (名)
1 一般研修	階層別研修	10	220
	専門研修 (職員課主催)	5	129
	専門研修 (各課主催)	11	685
	小計	26	1,034
2 派遣研修	職員課主体	31	44
	各課主体	223	308
	小計	254	352
3 職場研修 (新規採用職員)		1	19
4 自主研修		17	30
合 計		298	1,435

※公営企業部門 (水道事業、下水道事業) を含みます。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づき定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められており、実施主体は埼玉県市町村職員共済組合となります。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、市においては、職員の厚生活動事業を任意の互助組織である「和光市職員互助会」に付託し、文化事業や体育事業、職員の冠婚葬祭に際する給付事業等を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、平成30年度は市から520,146,675円、公営企業部門 (水道事業・下水道事業) から30,034,461円の合計550,181,136円の負担金を支出しました。

(3) 職員互助会の状況

項目	内容	
会員数	421 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）	
負担率	会費：給料月額 の 1/100（限度額 1,300 円）	市補助金：会費の額に相当する額の範囲内
負担額	会費：6,644,300 円（H30 決算額、公営企業分含む）	市補助金：1,893,000 円（H30 決算額、公営企業分含む）
臨時職員等の福利厚生	臨時職員等に対する福利厚生事業の実施に関して、市から職員互助会に付託されています。 市負担金：700,000 円（H30 決算額）	
事業	福利厚生事業：体育事業、サークル活動援助事業、民間施設利用促進事業 等 給付事業：結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、退職せん別金、弔慰金 ※給付事業は、職員から徴収した会費のみで実施しています。 ※職員互助会の決算書を市議会に報告しています。	

(4) 公務災害の発生状況（平成 30 年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

区分	件数
公務災害	0 件
通勤災害	3 件

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

(2) 件数及び処理状況

前年度からの 継続件数 A	30 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C
0 件	0 件	0 件	0 件

12 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 制度の概要

不利益処分は、職員の地位又はその身分の取り扱いに関して、意に反して行う不利益な処分のことで、この処分に対する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にしなければならず、処分があったことを知らなかった場合でも、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない制度です。

(2) 件数及び処理状況

前年度からの 継続件数 A	30 年度 審査請求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C
0 件	1 件	1 件	0 件

13 公益通報の状況

(1) 制度の概要

職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について、「和光市職員の公益通報に関する要綱」を定め、法令順守の徹底及び通報した職員の保護を図り、もって透明かつ公正な市政運営に資することを目的に通報窓口を設置しています。

(2) 通報件数（平成 30 年度）

通報	受理件数
0 件	0 件